令和７年度　苅田町障がい福祉サービス等事業所　公募要領

１　公募の趣旨

苅田町では、令和６年３月に第７期苅田町障がい者福祉計画及び第３期障がい児福祉計画を策定しました。本計画では、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、ともに生きるまちを目指して、障がいのある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な障がい福祉サービス等の基盤整備を進めることを基本目標に、障がい者施策を展開していくこととしています。

　計画に基づき、必要な障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保を計画的に図るため、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を公募するものです。

２　公募内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別 | 条　件 | 公募事業者数 |
| １ | 就労継続支援A型 |  | １者程度 |
| ２ | 就労継続支援B型 |  | １者程度 |
| ３ | 共同生活援助 | 夜間の支援体制がとれること | １者 |
| ４ | 放課後等デイサービス |  | １者程度 |

1. 公募するサービス及び事業者数

（２）事業実施場所

苅田町内

（３）事業所開設場所

苅田町内

（４）公募の対象者

新規開設または定員増を希望する事業者であり、法人格を有する団体

（５）開設時期

令和８年度末（令和９年３月３１日）までに開設

３　選考までのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| 公募要領の公表 | 令和７年８月１２日（火） |
| 参加意向表明書の提出期限 | 令和７年９月５日（金）午後５時まで |
| 公募要領に対する質問の受付期間 | 令和７年８月１２日（火）～９月５日（金）午後５時まで |
| 質問に対する回答 | 随時回答 |
| 公募申込及び協議資料の提出期限 | 令和７年９月１９日（金）午後５時まで |
| 審査及びプレゼンテーション | * 令和７年１０月下旬～１１月上旬 |
| 整備事業者決定 | * 令和７年１０月下旬～１１月上旬 |

※については、都合によりスケジュールの変更が生じる場合もありますのでご了承ください。

４　応募方法

（１）参加意向表明（提出期限：９月５日（金）午後５時まで）

応募しようとする事業者は、様式１の「参加意向表明書」を必ず持参し提出してください。

「参加意向表明書」の提出がない場合は、公募申込は不可とします。

1. 複数の事業に応募する場合は、事業毎に「参加意向表明書」を提出してください。
2. 多機能型の事業として応募する場合は、「実施予定事業種別欄」にすべての事業種別を記載してください。ただし、主たる事業を１つ選び「実施予定事業種別欄」の１番最初に記載してください。苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）では、主たる事業の応募として審査いたします。

（２）公募申込（提出期限：９月１９日（金）午後５時まで）

この公募への申込を希望する事業者は、次のとおり協議資料を提出してください。

なお、提出いただいた書類の返却はいたしません。

　協議資料提出後に申込を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

【協議資料】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 様式等 |
| １ | 公募申込書 | 様式２ |
| ２ | 提案様式 | 様式２-１  様式２-２ |
| ３ | 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明） | 応募申込前３か月以内に発行されたもの |
| ４ | 資産状況のわかる書類（貸借対照表・財産目録等） | 直近１ヶ年分 |
| ５ | 市町村民税の滞納がないことの証明書または納税証明書（法人） | 直近１ヶ年分  苅田町に課税がある場合「町税の滞納がないことの証明書」  苅田町に課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人住民税納税証明書 |
| ６ | 事業所設置予定地の地図、事業所の見取図、事業所の設備がわかる書類 |  |
| ７ | 誓約書 | 様式３ |
| ８ | 開設計画書 | 様式４ |
| ９ | その他の補足書類  （プレゼンテーション用資料含む） | プレゼンテーション用資料については、別表１の評価基準に沿って作成し、本文のフォントサイズは10.5ポイント以上を基本とする（ただし、図表等の貼り付け等はこの限りではない）。 |

※提出場所等

福岡県京都郡苅田町富久町１丁目１９番地１

苅田町福祉課　障がい福祉担当

電話番号：０９３－４３４－１０３９

受付時間：午前９時～午後５時

（３）提出部数等

* 1. 正本１部、副本６部の計７部を提出してください。
  2. 書類は、すべてＡ４版で作成してください（図面関係は除く）。
  3. 書類の提出にあたっては、フラットファイルにとじて、項目ごとにインデックスをつけ、表紙、背表紙に「苅田町障がい福祉サービス等事業所応募書類（法人名記載）」と記載してください。
  4. 複数の事業に応募する場合は、事業毎にファイルを作成してください。ただし、４（２）③提出書類の「３法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明）」、「５市町村民税の滞納がないことの証明書または納税証明書（法人）」については、いずれかの事業の正本に原本を綴り、他の事業の正本で原本の写しを提出することが可能です。

（４）留意事項

公募期間終了日時（令和７年９月１９日（金）午後５時）以降、提出された書類の追加や差し替え等は認めません。

５　事業者の選考

（１）審査

選考委員会により、提出された書類及びプレゼンテーション内容を評価し、審査を行います。

（２）選考基準

事業所の選考にあたっては、別表１の評価基準に基づき審査を行います。

評価基準に基づき審査した結果、当該評価が一定基準未満である場合は、応募事業者が１者であっても選考されません。

（３）選考結果の通知

選考の結果は応募した全ての事業者に対し文書で通知します。

事業種別ごとの順位及び評価合計点数を町ホームページで公表します。また、1位の事業者については事業者名も公表します。

（４）プレゼンテーションに関する留意事項

　日時については、応募書類締切日以降に選考委員会の日程調整をしたうえで、公募申込書（様式２）に記載された所在地、法人名宛に令和７年９月２６日（金）までに郵便を発送します。

プレゼンテーションの際の事業者の入室は３名以内（法人事業者外の者のみは不可）に限ります。１事業者あたり２５分程度（準備等５分、プレゼンテーション１０分、質疑応答１０分を目安）とします。

プレゼンテーション用資料は、４（２）協議資料９で提出されたものを使用します。当日の追加資料等の持ち込みはできません。

パワーポイント等の使用は自由としますが、４（２）協議資料９で提出された資料の内容を逸脱しないこと。また、使用する場合はパソコンとHDMIケーブルをつないでモニタ（６５インチ）に表示します。HDMIケーブルとモニタは町で準備します。パソコン等は事業者各自で用意してください。

６　応募に関する質問

質問の受付期限は、令和７年９月５日（金）午後５時までとします。

別紙「質問書（様式５）」によりＦＡＸで提出してください。

回答は、令和７年９月５日（金）午後５時までに、全体に関することは苅田町ホームページ、個別の内容についてはＦＡＸで回答いたします。

【質問窓口】苅田町福祉課　障がい福祉担当

　　　ＦＡＸ番号　０９３－４３５－００２３

７　選考後の手続き

（１）選考された事業者は、選考後速やかに苅田町と協議を行ってください。

（２）選考後の申請内容の変更は原則認めず、選考結果を無効とします。選考された事業所との協議が整わなかった場合は、次点の事業者と協議を行います。ただし、変更の内容が軽微である等で、苅田町が承認するものについては、この限りではありません。

８　その他の留意事項

（１）虚偽その他不正な申請があった場合は、選考結果を無効とします。

（２）本公募の選考により、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定や、土地建物関係の法令上の制限解除等が保障されるものではありません。

（３）事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、苅田町が責任を負うものではありません。

（４）応募資料の作成に係る費用は、応募者の負担とします。

（５）応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（６）募集開始から選考までの期間、本件業務に従事する苅田町職員及び選考委員会委員への直接、間接を問わず、本公募を目的とした接触を禁止します。

別表１

**事業所整備の評価基準（審査の着眼点）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 主眼・着眼点 |
| １ | 応募の理由、理念・運営方針 | 応募の理由、理念・施設の運営方針は適切か。 |
| ２ | サービスの質の向上 | 利用者や家族の思いを尊重した、質の高いサービスを提供するための基本的な考え方と具体的な取組示されているか。 |
| ３ | 事業運営の実績と貢献 | 同種事業等の運営実績は良好か。 |
| ４ | 職員の確保、育成、職場環境 | 必要な職員数を確保するための具体的な方策が示されているか。職員の研修・育成、処遇改善等に関する具体的な取組が示されているか。 |
| ５ | 虐待防止、身体拘束の廃止への取組 | 虐待防止、身体拘束の廃止に向けた基本的な考え方とその取組が示されているか。 |
| ６ | 苦情解決の仕組み | 苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。 |
| ７ | 事故の対応、防犯、防火、防災の対策 | 転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。防犯等の対策は取られているか。避難体制や連絡体制は構築されているか。 |
| ８ | 衛生管理・感染症予防対策等 | 衛生管理等に関する基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。 |
| ９ | 独自性・先見性に富んだ創意工夫などの特徴 | 先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの基本的な考え方や具体的な取組が示されているか。  例）就労系利用者の工賃・賃金等向上のための取組、障がい児への療育手法　等 |
| １０ | 地域・関係機関との連携 | 地域住民との交流を図るための取組が示されているか。相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携体制が示されているか。 |
| １１ | 経営基盤の安定性 | 開設、運営に必要十分な資金を有しているか。 |
| １２ | 事業所の立地・設備 | 事業所の確保が確実に見込めるか。災害危険箇所の該当の有無が示されているか。 |

■プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーション及び質疑応答を行っていただき、適切な説明・回答をしたか、また、

そこから熱意・意欲・計画性等見受けられるか等、総合的に評価されます。